

令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の通いの場を運営する地域の自主的な団体(以下、「サロン」という)の活動に必要な経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サロンにおけるレクリエーション・趣味活動や介護予防活動を支援することで、高齢者の孤独感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防することを目的とする。

(対象)

第3条 補助金の交付は、別添「八王子市ふれあい・いきいきサロン運営基準」に規定する条件を満たした団体を対象とする。

2 前項のうち、補助金を不要とし、登録のみを申請する団体を「自主サロン」という。

(補助の区分等)

第4条 補助の区分、補助金額、対象経費は、別記のとおりとする。

(交付及び登録の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を八王子市長(以下「市長」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付申請書兼予算書(様式第1-1号)
- (2) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金活動計画書(様式第1-2号)
- (3) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金運営者(スタッフ)名簿(様式第1-3号)
- (4) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付請求書(様式第1-4号)

(5) 会則

2 自主サロンの登録を希望する団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業自主サロン登録申請書(様式第2号)
- (2) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金活動計画書(様式第1-2号)
- (3) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金運営者(スタッフ)名簿(様式第1-3号)
- (4) 会則

(交付及び登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受付したときは、書類審査及び必要に応じて実態調査を行い、地域バランスや計画等を総合的に判断したうえで、予算の範囲内で優先度の高い順に交付又は登録を決定する。

- 2 前項の決定後、市長は速やかに八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業自主サロン登録決定通知書(様式第4号)により団体へ通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を行った団体に対し、第4条に基づく補助金を交付する。

- 2 補助金の交付は、市長が認める場合を除き、口座振替で行う。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助金対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金実績報告書兼決算報告書(様式第5-1号)
 - (2) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金活動報告書(様式第5-2号)
- 2 自主サロンの登録を受けた団体は、登録対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。
 - (1) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金実績報告書兼決算報告書(様式第5-1号)
 - (2) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金活動報告書(様式第5-2号)

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて調査を行う。

- 2 市長は、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により団体へその旨を通知する。

(変更)

第10条 年度途中でサロン名、代表者住所・氏名・印・連絡先、活動場所・時間、その他申請した内容に変更が生じた団体は、1か月以内に市長へ令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金変更・休止申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

(休止)

第11条 年度途中で活動を休止した団体は、速やかに市長へ令和6年度(2024年度)八王子

市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金変更・休止申請書(様式第7号)及び第8条に規定する書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、第9条の規定に基づく審査等を経て当該年度の補助金の額を確定し、第9条第2項に規定する令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により団体へその旨を通知する。

(補助金及び登録の取消し)

第12条 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部又は自主サロンの登録を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合において、取り消した部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は自主サロンの登録の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)
- (5) 前各項のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 第9条、第11条及び前条の規定により、返還額が生じた団体は、指定された期日までにその額を市長へ返還しなければならない。

(帳簿類)

第14条 団体は、次のとおり支援事業に係る帳簿を常備・保管しなければならない。

- (1) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料を常備し、市長が必要であると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
- (2) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。

(補助金の見直し)

第15条 「補助金制度見直し方針」(平成31年(2019年)2月)に基づき、見直しを行うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別記（第4条関係）

1. 令和6年度（2024年度）補助の区分と補助金額

補助区分	開催日数	運営費	会場費	見守り加算
自主サロン	年10日以上	-	-	-
ふれあい・いきいきサロン	年10日以上 19日以下	上限 20,000円	上限 10,000円	上限 10,000円
	年20日以上 39日以下	上限 40,000円	上限 20,000円	上限 20,000円
	年40日以上 79日以下	上限 80,000円	上限 40,000円	上限 40,000円
	年80日以上	上限 160,000円	上限 80,000円	上限 80,000円

2. 対象経費

費目	対象経費
運営費	サロン運営に係る経費（消耗品費・材料費・印刷費・外部講師への謝礼・備品購入費（運営費補助金額の20%以内に限る）・会場費・その他、市長が認める経費）
会場費	サロン会場に係る経費（会場使用料・賃貸料等）
見守り加算	サロン参加者（スタッフ含む）同士の見守り活動にかかる経費

3. 運営費の対象とならない経費

- (1) 飲食費（お菓子やお茶・コーヒー等を含む、飲食に係る経費）
- (2) 個人の所有や権利になる経費
- (3) 領収書のない経費
- (4) その他、市長が不相当と認める経費

補助条件

- 1 補助区分に応じた日数以上運営すること。
- 2 補助金対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出すること。
 - (1) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金実績報告書兼決算報告書(様式第5-1号)
 - (2) 令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金活動報告書(様式第5-2号)
- 3 2により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置(補助金の減額を含む)を命ずることがある。
- 4 年度途中でサロン名、代表者住所・氏名・印・連絡先、活動場所・時間等、申請した内容に変更が生じた団体は、1か月以内に市長へ令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金変更・休止申請書(様式第7号)を提出すること。
- 5 年度途中で活動を休止した団体は、速やかに市長へ令和6年度(2024年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金変更・休止申請書(様式第7号)及び2に規定する書類を提出すること。
- 6 補助事業により取得、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価5万円以上のものについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この支援金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、取壊し、又は担保に供してはならない。
- 7 市長の承認を受けて6の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 8 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)
 - (5) 前各項のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。
- 9 8により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- 10 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
- 11 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
- 12 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

八王子市ふれあい・いきいきサロン運営基準

1 団体要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体(ただし、法人町会・自治会 NPO 法人等については対象とする)であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示していること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施していること。
- (4) スタッフに複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含んでいること。
- (5) 近隣住民(町会・自治会等)の理解を得ていること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。

2 対象活動

次に掲げる活動を総合的に実施すること。

- (1) レクリエーション・趣味活動
- (2) 介護予防に資する活動
- (3) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動

3 活動場所

次に掲げる要件を全て満たし、継続的に実施可能な場所で活動すること。

- (1) 地域住民が気軽に出かけることができる町会・自治会館や集会所、市民センター及びこれに準ずる場所
- (2) おおむね10名以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法・地区計画(八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例)に抵触していない場所

4 運営時間

1日あたり原則90分以上運営すること。

5 スタッフ

登録スタッフは5名以上、運営時は2名以上のスタッフを配置すること。

6 参加人数

1日あたり10名以上の参加者が見込めること。

7 運営方針

会場の周辺に居住する高齢者をはじめ、誰もが利用できるように運営すること。

8 参加費等の徴収

参加費・食事代などについて、営利目的とならない範囲の実費相当分として、任意で定めることができる。

9 守秘義務

スタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。